令和4年度分

国民の皆様の声・集計報告票（勤労者退職金共済機構）

（件）

国民の皆様の声	1.来訪	2.電話	3.手紙	4.FAX	5.メール	6その他	合計
把握方法別件数	0	16	0	0	0	0	16

（件）

国民の皆様の声（大分類）		
	制度への意見及び提言	16
	職員等の対応に関するもの	0
	その他	0

主な国民の皆様の声

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	掛金減額の際に、同意をメールで取るように言われたが、自社では従業員とメールはしない。社員とメールするために設備投資をしろと言うのか。中退共の為にその様な余計な費用は出せない。加入者目線に考えていない。今までの署名や印を押す方法に戻してほしい。（同様に、掛金月額の減額に係る同意の方法に関する問合せ、意見が6件あり、計7件。）	①、④	押印省略の経過を説明したうえ、従来の様式（減額同意の押印署名欄あり）に押印または署名をいただいても、受け付けは可能であると説明しました。併せて、頂いたご意見は内部で共有することを説明しました。
2	法律で決まっているとはいえ、事業主が全額掛金を支払うものなのに「減額」するには従業員の同意が何故必要なのか納得できない。法律自体を見直すべきである。	①、④	現行の制度について説明するとともに、頂いたご意見について機構内で共有することをご説明しました。
3	試算票を送ってくれる際に、中退共の運用状況がわかるものが一緒に入っていると良い。付加退職金の支給率がついた年度とそうでない年度で退職金額が違うので、運用が良かったから退職金試算額が増えているということであるならば、運用状況も一緒にあれば良いと思う。	④	貴重なご意見として承り、機構内で共有することをご説明しました。
4	クライアントより定年延長に伴う中退共制度の見直しについて相談を受けている。定年を60歳から65歳に延長するが、中退共掛金は60歳で止めたい。そして被共済者にデメリットがない形で清算分を支給したいと考えている。定年延長の義務化が予定されている中で、機構としてはどのように対応しているのか。長年変わらないルールがあることで安定した制度を築けるのはわかるが、時には政府の法改正や現場の声に合わせて変えるべき箇所もあるはずだ。社労士として、多くの中小企業から「もともと60歳で受け取れるはず、と予定していた退職金が中退共では受け取れないのでは。」という悩みの声が寄せられている。	①、④	制度や手続き方法について説明の上、ご意見として承ったことを伝えました。
5	押印廃止が全てに於いて良い訳ではない。メール等のやり取りが出来ない人や会社もある。押印署名なら手間なく出来るのに何故廃止にしたのか。メール等の方が楽な人もいるが、それが出来ない人もいるので、押印署名を「廃止」ではなく、速やかに押印署名も可能に戻すなり、変更するなりして欲しい。	④	押印省略の経過及び手続き方法を説明の上、ご意見として承ったことを伝えました。
6	初回請求が申込書に不備がない状態でも、契約月の翌月以降にまとめて振替を行っている現状は、中退共の業務怠慢である。	①、④	申込書の記載内容や事務手続きの流れについて説明の上、ご意見として承ったことを伝えました。
7	誤って退職金規程より多く掛けてしまっている。減額や解約は同意が得られず、退職時の返金も見込めない。問い合わせても同意がなければ掛け続けるしかないとのこと。会社に救済措置がないことについて大変不満である。加入しなければよかった。	①、④	法令内容についてご説明し、ご意見として承ったことを伝えました。
8	契約解除の同意確認について、ホームページの説明書きがメール1つで代替手段の記載がないのは不親切である。 民間現場の立場に沿って運営してほしい。	①、④	代替手段についてご説明し、ご意見として承ったことを伝えました。
9	合併等に伴う中退共から企業年金への資産移換（中小企業退職金共済法第31条の4）について、中退共と企業年金が併存状態でなくても移換できるようにして欲しい。 具体例として、合併日に移換先の企業年金を施行し、合併日以降は中退共に掛金拠出をしないようにするという方法を可能として欲しい。	①、④	現行法令についてご説明し、ご意見として承ったことを伝えました。
10	長期休職した社員の掛金について、5か月の遡り期間を超過して納付していた掛金についても返金できるようにしていただきたい。もしできないのであれば今後の要望として、未納正当理由申立による返金できる遡り期間を長く設けていただきたい。	①	手続き等についてご説明し、ご意見として承ったことを伝えました。

※ 「対応」欄のうち、「分類」欄の丸数字は、① 事実や制度を説明、 ② 改善策を実施済・実施予定、 ③ 改善策を検討中、
④ 国民の皆様の声の内容を組織で共有する、 ⑤ その他、 に分類。